



# 山形県公報

令和3年11月12日(金)  
第255号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(最上総合支庁地域保健福祉課) ……1107
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 家畜伝染病発生の届出……………(畜産振興課) ……1108
- 公共測量の終了の通知……………(農村計画課) ……同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) ……1109
- 県営土地改良事業計画の変更……………(同) ……1110
- 同……………(同) ……1111
- 公共測量の実施の通知……………(県土利用政策課) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(最上総合支庁建築課) ……同
- 同……………(置賜総合支庁建築課) ……1112

### 公 告

- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(会計局) ……同
- 一般競争入札の公告……………(長井工業高等学校) ……同

## 告 示

### 山形県告示第856号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和3年11月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地           | 事業所の名称及び所在地                  | 障害福祉サービスの種類 | 定員  | 指定年月日    |
|----------------------------------------|------------------------------|-------------|-----|----------|
| 特定非営利活動法人もがみ福祉ネット<br>最上郡舟形町長沢字平石3826番地 | スマッシュ長沢<br>最上郡舟形町長沢字平石3826番地 | 就労継続支援(B型)  | 11名 | 令和3.11.2 |

### 山形県告示第857号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和3年11月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地           | 事業所の名称及び所在地                  | 障害福祉サービスの種類 | 廃止年月日      |
|----------------------------------------|------------------------------|-------------|------------|
| 特定非営利活動法人もがみ福祉ネット<br>最上郡舟形町長沢字平石3826番地 | スマッシュ長沢<br>最上郡舟形町長沢字平石3826番地 | 就労継続支援（A型）  | 令和 3.11. 1 |

**山形県告示第858号**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、家畜が患畜又は疑似患畜となったことを発見したことについて次のとおり届出があった。

令和3年11月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 家畜伝染病の種類 | 家畜の種類 | 患畜、疑似患畜の別 | 頭数 | 発 生 場 所          | 発 生 年 月 日  |
|----------|-------|-----------|----|------------------|------------|
| ヨーネ病     | 牛     | 患 畜       | 1  | 最上郡真室川町川の内3828-1 | 令和 3.10.27 |

**山形県告示第859号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和3年11月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
新庄市大字鳥越地内
- 2 公共測量を実施した期間  
令和3年8月10日から同年10月15日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（用地測量）

**山形県告示第860号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、最上川中流土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和3年11月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所               |
|----------|-----------|-------------------|
| 理 事      | 広 谷 五郎左エ門 | 山形市大字村木沢523番地     |
| 同        | 東 海 林 貞 悦 | 同 渋江248番地         |
| 同        | 大 築 義 雅   | 同 下条町一丁目4番59号     |
| 同        | 吉 田 晃     | 東村山郡山辺町大字要害621番地1 |
| 同        | 海 和 盛 行   | 山形市大字漆山2505番地     |

|     |           |   |                  |
|-----|-----------|---|------------------|
| 同   | 遠 藤 勇     | 同 | 中野25番地           |
| 同   | 栗 野 省 三   | 同 | 長谷堂98番地          |
| 同   | 斎 藤 嘉 雄   | 同 | 陣場一丁目3番34号       |
| 同   | 丹 野 才 兵 衛 | 同 | 大字今塚1番地          |
| 同   | 西 村 博 幸   | 同 | 柏倉835番地          |
| 同   | 開 沼 勇 一   | 同 | 村木沢7438番地        |
| 同   | 朝 倉 了     | 同 | 富の中三丁目9番2号       |
| 同   | 前 田 信 雄   | 同 | 大字内表94番地         |
| 同   | 新 関 徳 次 郎 | 同 | 古館31番地           |
| 同   | 長 岡 幸 一   | 同 | 内表53番地           |
| 同   | 須 貝 俊 美   | 同 | 津金沢7番地           |
| 監 事 | 江 口 順 市   |   | 東村山郡山辺町大字山辺856番地 |
| 同   | 渡 邊 欣 一   |   | 山形市長町二丁目6番7号     |
| 同   | 五 十 嵐 昇   |   | 下条町三丁目1番36号      |

山形県告示第861号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、最上川中流土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和3年11月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所           |
|----------|-----------|---------------|
| 理 事      | 広 谷 五郎左エ門 | 山形市大字村木沢523番地 |
| 同        | 大 築 義 雅   | 同 下条町一丁目4番59号 |
| 同        | 海 和 盛 行   | 同 大字漆山2505番地  |
| 同        | 前 田 信 雄   | 同 内表94番地      |
| 同        | 新 関 徳 次 郎 | 同 古館31番地      |
| 同        | 栗 野 省 三   | 同 長谷堂98番地     |

|     |           |   |                 |
|-----|-----------|---|-----------------|
| 同   | 丹 野 才 兵 衛 | 同 | 今塚1番地           |
| 同   | 西 村 博 幸   | 同 | 柏倉835番地         |
| 同   | 開 沼 勇 一   | 同 | 村木沢7438番地       |
| 同   | 朝 倉 了     | 同 | 富の中三丁目9番2号      |
| 同   | 長 岡 幸 一   | 同 | 大字内表53番地        |
| 同   | 須 貝 俊 美   | 同 | 津金沢7番地          |
| 同   | 櫻 井 俊 明   | 同 | 中野216番地         |
| 同   | 伊 藤 喜 久 雄 | 同 | 灰塚135番地         |
| 同   | 柴 田 裕 一   | 同 | 瀬波一丁目6番22号      |
| 同   | 小 関 健 登   | 同 | 東村山郡山辺町大字大塚76番地 |
| 監 事 | 江 口 順 市   | 同 | 山辺856番地         |
| 同   | 渡 邊 欣 一   | 同 | 山形市長町二丁目6番7号    |
| 同   | 五 十 嵐 昇   | 同 | 下条町三丁目1番36号     |

**山形県告示第862号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営南山形地区土地改良事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年11月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
 県営南山形地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（用排水施設等整備事業））変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
 山形市役所
- 3 縦覧に供する期間  
 令和3年11月18日から同年12月17日まで
- 4 その他
  - (1) この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
  - (2) この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
  - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

**山形県告示第863号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営長瀬河島地区土地改良事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年11月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供する書類の名称  
県営長瀬河島地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（用排水施設等整備事業））変更計画書の写し
- 縦覧に供する場所  
村山市役所及び東根市役所
- 縦覧に供する期間  
令和3年11月18日から同年12月17日まで
- その他
  - この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
  - この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
  - ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

**山形県告示第864号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年11月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 公共測量を実施する地域  
最上川流域（米沢市の一部、長井市の一部、南陽市の一部、西村山郡朝日町の一部、東置賜郡高島町の一部、同郡川西町の一部、西置賜郡白鷹町の一部及び同郡飯豊町の一部）
- 公共測量を実施する期間  
令和3年10月20日から同年12月24日まで
- 作業の種類  
公共測量（空中写真測量）

**山形県告示第865号**

次の開発行為は、完了した。

令和3年11月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 許可番号  
令和3年9月3日 指令最総建第7号
- 開発区域に含まれる地域の名称  
最上郡真室川町大字新町字上荒川135番9、136番1、136番3、137番4、138番1、138番2、138番4、138番6、138番7、139番2、139番5、139番6、139番26、字下荒川200番19、200番21、200番22、200番33、219番9
- 開発許可を受けた者の住所及び名称  
東京都港区港南一丁目2番70号 NTT・TCリース株式会社

## 山形県告示第866号

次の開発行為は、完了した。

令和3年11月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
令和3年8月26日 指令置総建第62号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
第一工区  
東置賜郡川西町大字西大塚字安海壇1395番19、1401番1、1446番9、1446番10、1446番11、1447番6、1620番4、1387番地先の一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
山形市白山二丁目2番2号 大和ハウス工業株式会社山形支店  
山形市南栄町三丁目15番24号 稲毛 稔  
東置賜郡川西町大字西大塚1886番地12 株式会社ARQ  
山形市あかねヶ丘二丁目2番35号 松木 宏史

## 公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和3年11月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 5軸マシニングセンタ 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県会計局会計課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2724
- 3 落札者を決定した日 令和3年10月19日
- 4 落札者の名称及び所在地  
株式会社タライシ 山形市江俣二丁目12番15号
- 5 落札金額 40,700,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日  
令和3年10月1日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、情報教室用コンピュータ等に係る賃貸借及び保守サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和3年11月12日

山形県立長井工業高等学校長 高 橋 祐 一

- 1 入札の場所及び日時  
(1) 場所 長井市幸町9番17号 山形県立長井工業高等学校 会議室  
(2) 日時 令和3年12月22日（水）午前10時
- 2 入札に付する事項  
(1) 調達する特定役務の名称及び数量  
情報教室用コンピュータ等に係る賃貸借及び保守サービス 一式  
(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による  
(3) 契約期間 契約締結の日から令和10年2月29日まで  
ただし、契約締結の日から令和4年2月28日までは、賃貸借の準備期間とするもので、当該準備に係る費用

を受注者負担とし、賃貸借期間は、令和4年3月1日から令和10年2月29日までとする。

- (4) 納入場所 長井市幸町9番17号 山形県立長井工業高等学校 コンピュータ実習室、プログラミング実習室及びソフトウェア実習室
- (5) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する料金の総価のうち令和4年3月分の1箇月分に相当する金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間に相当する料金の総額のうち、令和4年3月分の1箇月分に相当する金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和3年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和3年1月29日付け県公報第175号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (5) 過去2年以内に、国又は地方公共団体とパーソナルコンピュータ及びソフトウェアの賃貸借並びに保守サービスに係る契約を締結し、履行した実績を有すること。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

長井市幸町9番17号 山形県立長井工業高等学校事務室 電話番号0238(84)1662

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県立長井工業高等学校事務室で交付するほか、山形県のホームページ（<https://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。

- (2) 契約保証金 契約金額（契約期間における総額）の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

### 7 落札者の決定の方法

2の(5)による入札価格が規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

### 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### 9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登録されている者にあつては一般競

争入札参加資格確認申請書を令和3年12月8日（水）午前11時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を令和3年11月29日（月）午前11時までに山形県立長井工業高等学校事務室に提出するとともに、併せて2の(1)の特定役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書（以下「応札役務仕様書」という。）、3の(5)に係る事項を証明する書類（以下「証明書」という。）及び競争入札に係る応札役務仕様書等審査申請書を提出すること。

- (2) 応札役務仕様書及び証明書を提出した者は、入札日の前日までに当該応札役務仕様書及び証明書に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (3) (1)により提出された応札役務仕様書及び証明書については、2の(1)の特定役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札役務仕様書及び証明書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (4) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め、個人情報の保護に関する定め、及びこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
- (5) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (6) 詳細については入札説明書による。

#### 10 Summary

- (1) Nature and quantity of services to be procured: Lease and maintenance service of a computer for Yamagata Prefectural Nagai Technical High School: 1 set
- (2) Time-limit for tender: 10:00A. M. Dec 22, 2021
- (3) Contact point for the notice: Yamagata Prefectural Nagai Technical High School, the office room, 9-17 Saiwai-cho, Nagai-shi, Yamagata-ken 993-0051 Japan TEL 0238 (84) 1662